

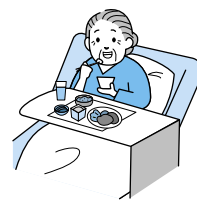
※所得の低い人は食費の負担が軽減されます。

住民税非課税世帯 (低所得Ⅱ)	30,000円
年金受給額80万円以下等 (低所得Ⅰ)	22,000円
高齢福祉年金受給者 (低所得Ⅰ)	10,000円

平成18年9月30日まで
1カ月の負担のめやす
食材料費相当
24,000円



平成18年10月1日から
1カ月の負担のめやす
食費 42,000円※
居住費 10,000円



○療養病床に入院する70歳以上の人は、これまで食材料費相当のみを負担していましたが、所得に応じて食費と居住費を負担することになります。



○出産育児一時金が変わります。

平成18年9月30日まで
300,000円



平成18年10月1日から
350,000円

平成18年9月30日まで
10,000円



平成18年10月1日から
20,000円

○人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります。

70歳未満の人



【国民健康保険証の更新について】
現在お持ちの国民健康保険証は有効期限が9月30日までとなっていますので、9月下旬に新しい保険証を郵送する予定です。
住民票がある住所以外の場所に送付を希望される場合は、お早めにお知らせください。

◆問い合わせ／医療保険課 ☎ 77-5502

自己負担限度額（月額）

	平成18年9月30日まで	平成18年10月1日から
一般	72,300円 + 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (40,200円)	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (44,400円)
上位所得者 ※	139,800円 + 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (77,700円)	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (83,400円)
住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)	35,400円 (24,600円)

(注) 過去12カ月間に4回以上の支給を受ける場合、4回目からは限度額が()の金額に下がります。

※ 基礎控除後の総所得金額などが600万円(平成18年9月30日までは670万円)を超える世帯。
所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます。

○高額療養費の自己負担限度額が変わります。